資料２

平成３１年２月議会

第５委員会　報告事項

専決処分報告

○ 報告第５号	県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について	１頁
○ 報告第７号	交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について	４頁
○ 報告第９号	市道路線の認定及び変更に関する専決処分について	８頁
○ 報告第10号	市道路線の認定に関する専決処分について	９頁

平成３１年２月

道 路 下 水 道 局

報告第５号

県道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により，県道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて，平成31年１月30日次のように専決処分した。

１　損害賠償の相手方及び損害賠償額

損　害　賠　償　の　相　手　方	損 害 賠 償 額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については，掲載しておりません。	118,568円

２　事件の概要

平成30年２月22日午後10時頃，相手方○○○○氏が，市内西区今津5877番地１付近の県道を自転車で走行中，当該県道に隣接する道路拡幅予定地に進入し，当該道路拡幅予定地を横断して設置されていた立入禁止用のロープに接触し，同人が転倒して負傷し，損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第２項の規定により報告する。

平成31年２月15日

福岡市長　髙　　島　　宗 一 郎

位　置　図

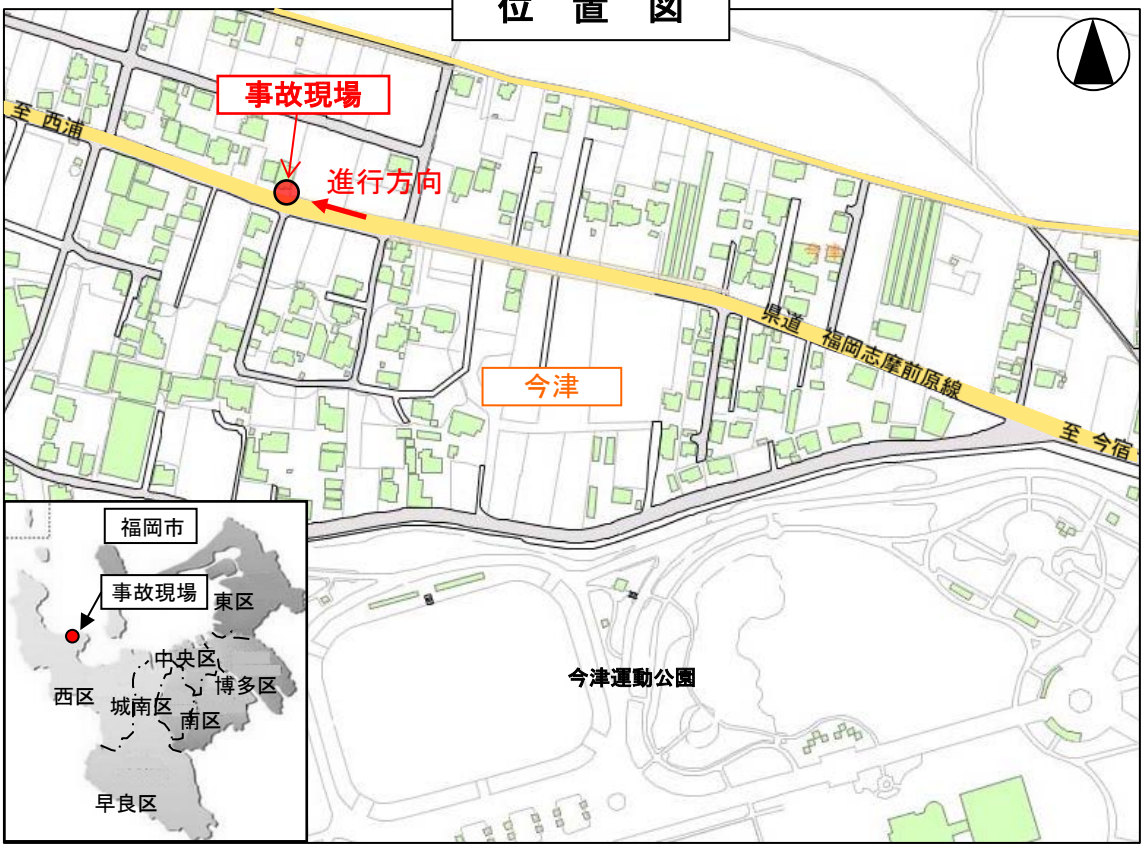

平　面　図

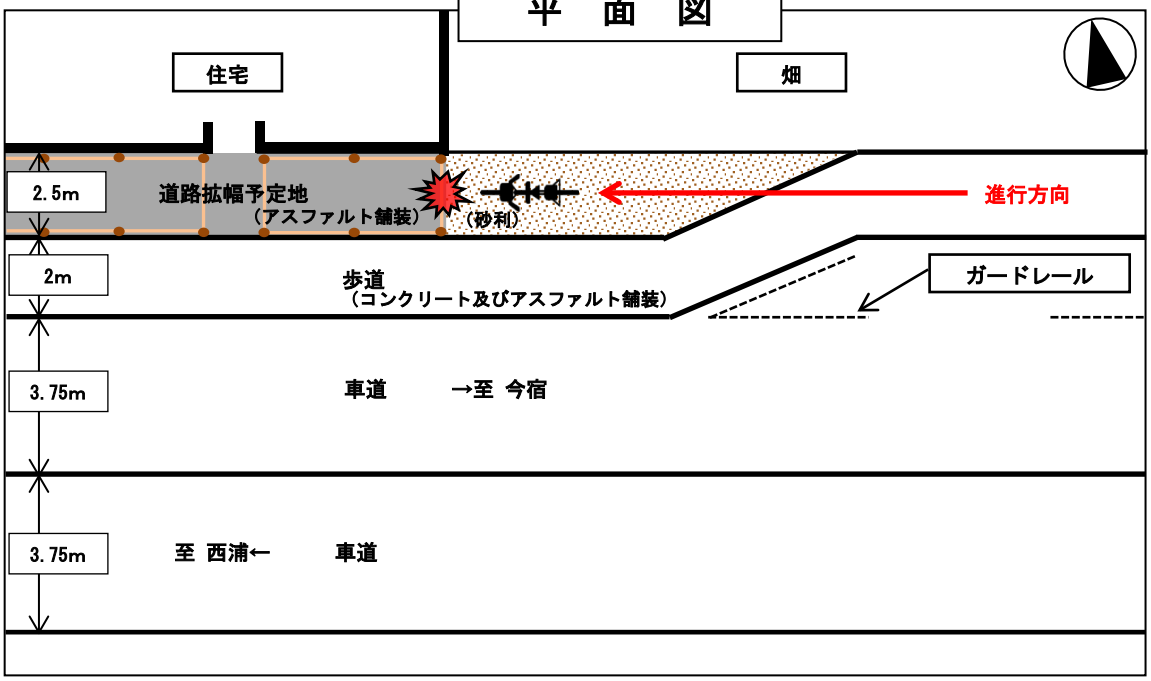

人的損害	148,211 円
物的損害	0 円
損害額計	148,211 円
市の過失割合	**8 割**
損害賠償額	**118,568 円**

現場状況（遠景）

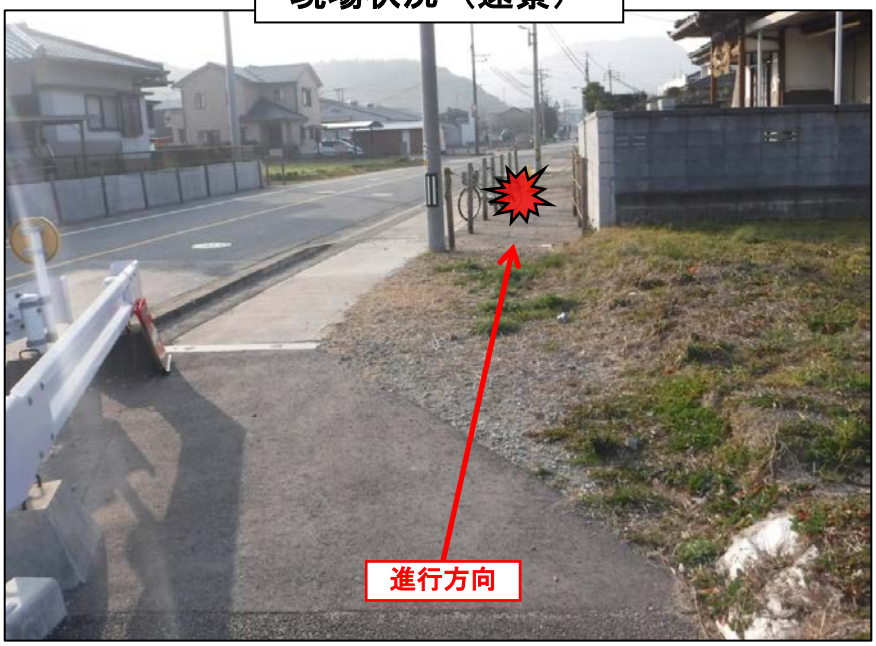

現場状況（近景）

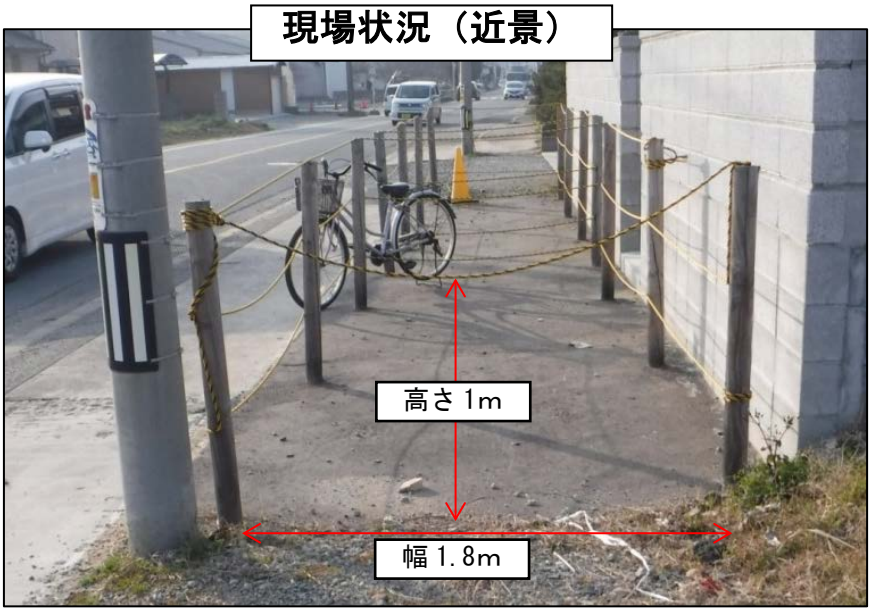

対　策　後

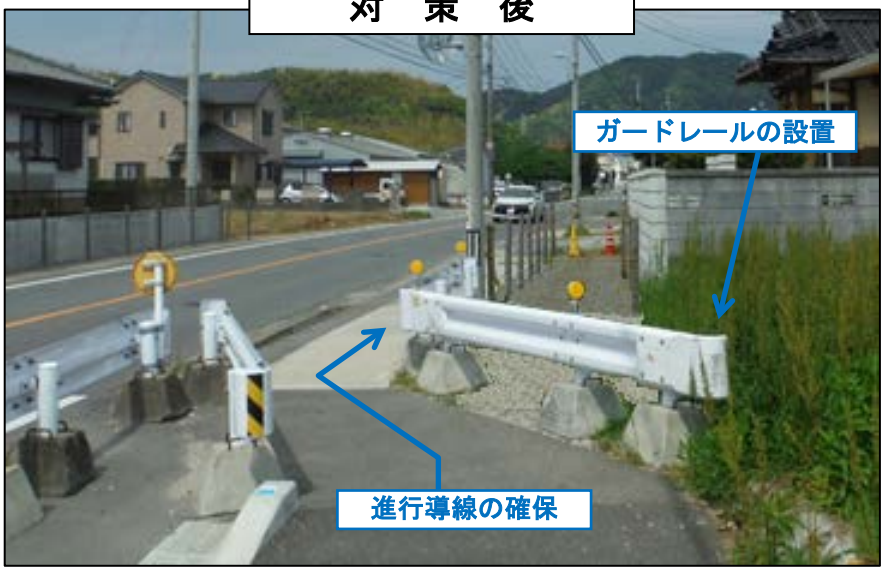

報告第７号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により，交通事故による損害賠償の額を決定することについて，平成31年１月30日次のように専決処分した。

１　損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については，掲載しておりません。	64,800円

２　事件の概要

平成30年12月７日午前９時50分頃，城南区役所地域整備部地域整備課所属の職員が，業務のため同課所管の軽自動車を運転して市内中央区○○○○○地内の目的地に向かう途中，同区○○○○○○○所在の駐車場に駐車するため当該車両を後退させた際，誤って加速させたため，当該駐車場に設置されていた相手方○○○○○○○○○○○○○○○○○所有の電線引込用のポールに接触し，当該ポールを破損させ，損害を与えたものである。

上記について地方自治法第180条第２項の規定により報告する。

平成31年２月15日

福岡市長　髙　　島　　宗一郎

〇庁用自動車による事故報告について

事　故　報　告　書

<table>
<tr><td>事故発生日時</td><td colspan="3">平成 30 年 12 月７日（ 金曜日）　　９時 50 分頃　　天候：曇り</td></tr>
<tr><td>事故発生場所</td><td colspan="3">福岡市中央区〇〇〇〇〇〇〇所在の駐車場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相　手　方</td><td>住　所</td><td colspan="2">※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については，掲載しておりません。</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2">※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については，掲載しておりません。</td></tr>
<tr><td>事故の概要</td><td colspan="3">平成 30 年 12 月７日午前９時 50 分頃，城南区役所地域整備部地域整備課所属の職員が，業務のため同課所管の軽自動車を運転して市内中央区〇〇〇〇〇地内の目的地に向かう途中，同区〇〇〇〇〇〇〇所在の駐車場に駐車するため当該車両を後退させた際，誤って加速させたため，当該駐車場に設置されていた相手方〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所有の電線引込用のポールに接触し，当該ポールを破損させ，損害を与えたもの。
また，市側については，軽自動車のバックドア，リヤーバンパー及びコンビネーションランプを破損したもの。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">損害の程度</td><td rowspan="2">相手方</td><td>人的損傷</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>物的損傷</td><td>電線引込用のポールの破損</td></tr>
<tr><td rowspan="2">市側</td><td>人的損傷</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>物的損傷</td><td>バックドア，リヤーバンパー及び
コンビネーションランプの破損</td></tr>
<tr><td>過 失 割 合</td><td colspan="2">相手方　　―　　割</td><td>本市　　１０　　割</td></tr>
<tr><td>損害賠償額</td><td colspan="3">６４，８００　円</td></tr>
</table>

位　置　図

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については，掲載しておりません。

平　面　図

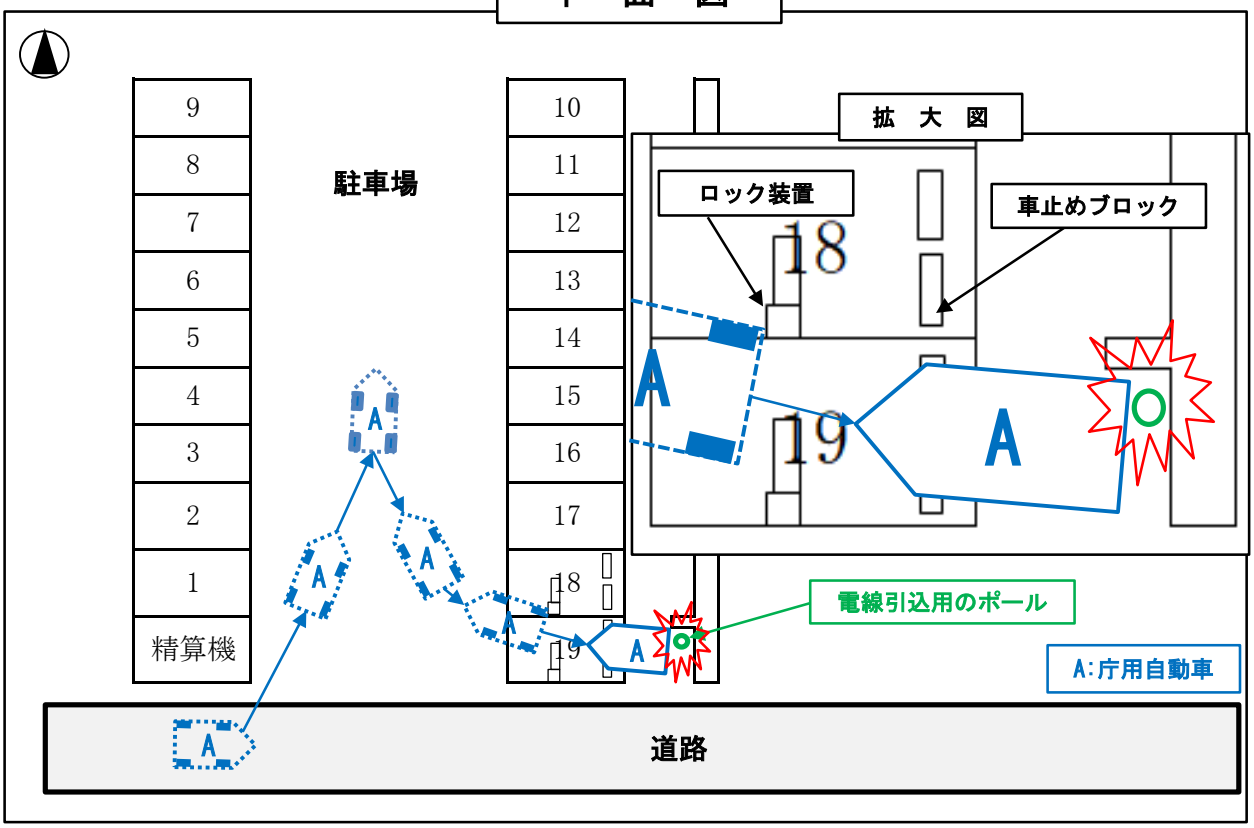

現場写真

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については，掲載しておりません。

破損状況

庁用自動車

報告第９号

市道路線の認定及び変更に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により，個人施行に係る福岡市青葉三丁目土地区画整理事業の施行に伴い，市道路線を認定し，及び変更することについて，平成 31 年１月 30 日それぞれ次のように専決処分した。

１　路線の認定

路線番号	路　線　名	起　点 終　点	重要な経過地
東　4837	青葉　4837 号線	東区青葉三丁目 1042 番地先から 同　1021 番地先まで	

（以　下　略）

２　路線の変更

路線番号	路　線　名	旧新別	起　点 終　点	重要な経過地
東　4331	青葉　4331 号線	旧	東区青葉三丁目 391 番地先から 同　356 番１地先まで	
		新	東区青葉三丁目 356 番１北地先から 同　南地先まで	

上記について地方自治法第 180 条第２項の規定により報告する。

平成 31 年２月 15 日

福岡市長　髙　島　宗　一　郎

○　専決処分の内訳（路線数）

1	認定路線	３路線
2	変更路線	１路線
合　計		４路線

報告第 10 号

市道路線の認定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により，個人施行に係る福岡市吉塚土地区画整理事業の施行に伴い，市道路線を認定することについて，平成31年１月30日次のように専決処分した。

路線番号	路　線　名	起　　点 終　　点	重要な経過地
博多　2879	吉塚　　2879 号線	博多区吉塚四丁目 444 番地先から 同　　440 番地先まで	

上記について地方自治法第 180 条第２項の規定により報告する。

平成 31 年２月 15 日

福岡市長　髙　　島　　宗　一　郎

○　専決処分の内訳（路線数）

認定路線	1 路線